



みんなで支え、育てる 自治のまち すぎなみ

杉並区自治基本条例のあらまし



自治基本条例とは？



「杉並区自治基本条例」は、区内に住み、働き、学ぶすべての人々が、地域のことを自ら考え、行動し、豊かで活力ある住みよいまち杉並を、共に力を合わせて作っていくための大切な仕組みとして、平成14年12月に公布、平成15年5月に施行されました。

「杉並区自治基本条例」は、杉並区の自治の基本理念、区民や事業者の皆さんの権利・義務、区政運営の基本原則、区政への参画と協働の仕組みなどをわかりやすく示した、区の自治運営に関するルールです。

また、区政の基本事項を定める“最高規範”であり、他の条例を制定する際の指針となるものです。



条例制定の背景と目的とは？



平成12年の地方分権改革により、国と地方は対等の関係となり、区の役割と責任が増大しました。

また、NPOやボランティア活動の活発化など、身近な地域への関心や、区民の皆さんの区政への参画と協働を求める気運が高まりつつありました。

こうした背景から、杉並らしい自治の確立に向けて、自立した地方政府としての枠組みや、区民の参画と協働の仕組みを条例でわかりやすく定めることとしました。



この間の自治運営の成果は？

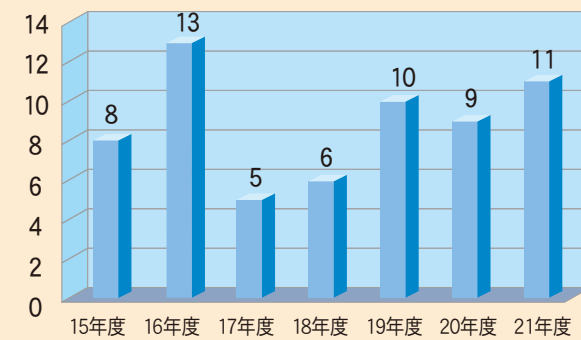
この条例の施行以降における自治運営の成果としては、次の3つが挙げられます。



これまでの成果

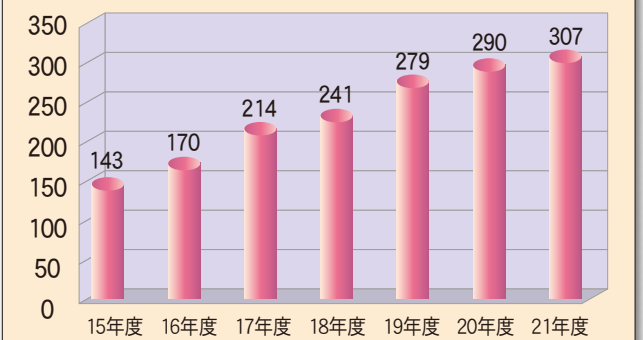
- ☆条例に基づく杉並の自治のルールが定着し、円滑に運用されてきています。
- ☆協働の分野への区民参加など杉並らしい自治が高まってきました。
- ☆区民・地域の視点で問題解決に取り組む職員の姿勢が定着しつつあり、杉並独自の政策創造が進んでいます。

区民等の意見提出手続き実施件数 (件)

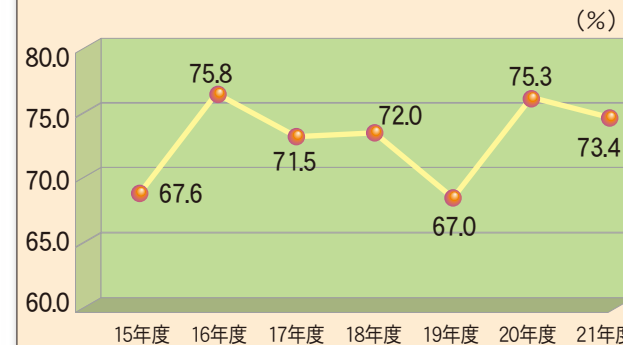


※上記の件数は、手続きの対象となる計画案等の策定数により変動する。

杉並区NPO法人認証件数 (件)



区の事業やサービスの満足度 (区民意向調査結果から) (%)





条例の改正(平成21年12月)について



条例を制定した際、「条例施行後一定期間の施行状況等を勘案し検討のうえ、必要な措置を講ずること」という、区議会の付帯決議がありました。この付帯決議に基づき、このたび、これまでの施行状況などを踏まえ、区・区議会双方で条例の見直し検討を行いました。

検討結果に基づいて修正案を作成し、区民等の意見提出手続きの実施を経て、平成21年12月に改正条例を制定公布し、平成22年4月に新たな条例を施行しました。
主な改正点は以下のとおりです。



主な改正点

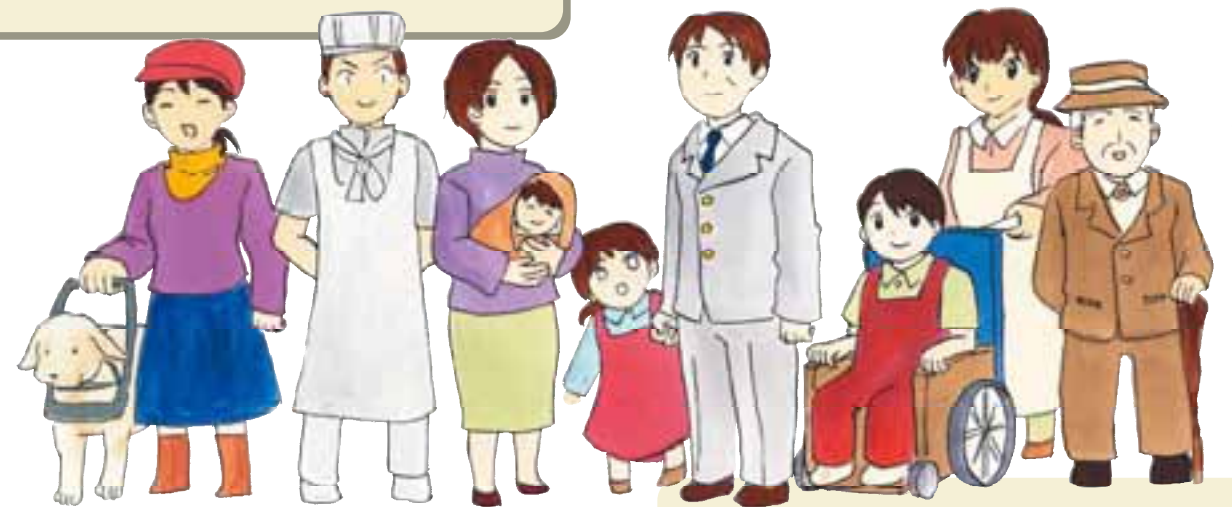
- ①基本計画等について、毎年度1回、目標に対する進捗状況の区議会への報告、公表の義務化(第14条第2項の追加)
- ②改正行政手続法に対応した『区民等の意見提出手続に関する条例』の新設(第28条)
- ③安心・安全、危機管理体制の充実についての規定の追加(第7条第3項の追加)
- ④区議会の役割・権限・責務、及び区議会議員と議長の責務の明確化(第8条～第10条)
- ⑤一定期間ごとに条例を見直すことについての規定の追加(第31条第2項の追加)

*これからも区は「自立した自治体」にふさわしい自治の実現に向けて、次のことに取り組みます。

- ◎「自治のまち」実現の前提となる、行政の説明責任を果たします。
- ◎条例の精神を広く区民のものとし、参画と協働による自治の取組をさらに推進します。
- ◎分権と自治の時代に即した、区職員の人材育成を進めます。



坂の上げやき公園(西荻北4-38)



*区民や事業者の皆さんがより積極的に区政に参画し、協働していくことで、これからの時代にふさわしい「自治のまち」をつくっていきましょう。



角川庭園・幻戯山房「すぎなみ詩歌館」(荻窪3-14-22)





杉並区自治基本条例について ご紹介します

基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、区民・事業者・区の協働によりつくっていきます。
そのために区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に区政に参画することができる住民自治の実現をめざします。

区民

事業者



区政への参画や区政の情報を
知る権利、住民投票を請求する
権利が保証されています。また、
負担を分かち合い、区と協働して
地域社会の発展に協力するよう
努める義務が定められています。

区政への参画や区政の情報を
知る権利が保証されています。
また、負担を分かち合い、住環
境に配慮して安心して住めるま
ちづくりに協力するよう努める
義務が定められています。

● 会議の公開や情報提供
の充実による開かれた
議会運営など

● 請願・陳情・
傍聴など

● 政策立案から決定、
評価までわかりや
すく説明、基本計
画等のうち主要な
ものについて毎年
度1回の公表、積
極的な情報の公
開・提供と個人情
報の保護など

● 住民投票の請求、
区民等の意見提出
手続き、審議会・
懇談会等への参加
など

区議会



区的意思決定機関として、効果的かつ効率的
で開かれた議会運営に努めます。

議員はそのために審議能力や政策立案能力の
向上・政治倫理の確立に努め、誠実に職務を行
い、議長は議会を代表し、公正中立に職務を行
うとともに、事務局職員の指揮監督、事務局機
能の充実に努めます。

● 条例・予算・決算などの議決

区(行政)



区民福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大
の効果を挙げ、区民満足度の高い区政運営に努めます。
様々な災害等から区民の皆さんの生命・身体・財産を
保護するため、危機管理体制の強化に努めます。

区長は区を代表し、誠実に事務の管理・執行、職員
の育成、効率的な組織運営に努め、職員は区民本位の
立場で協働の視点を持って職務を行うように努めます。

● 条例・予算など議案の提出
● 基本計画等のうち主要なものについて、
毎年度1回その進捗状況を報告

区民と事業者の皆さんの参画と 協働のしくみ

○参画及び協働の原則

区民・事業者の区政への参画機会の拡充に努めま
す。対等協力の原則に基づき、協働を推進します。

○住民投票制度の導入

区政の重要事項について、広く区民の意見を直接
聴く必要があるときに、区議会の議決を経て実施
することができます。住民投票は満18歳以上の区
に住所を有する方（永住外国人を含む）の50分の
1以上の署名で請求できます。

○政策等に係る区民等の意見提出手続き (パブリックコメント)

重要な政策や計画をつくるときに、事前に案
を公表し、区民の皆さんの意見を伺い、それ
らを政策等にかかしていきます。また、いた
だいた意見に対する区の考え方を公表します。

*平成22年4月1日、新たに「杉並区区民等の
意見提出手続きに関する条例」を施行していま
す。(P.10~11参照)

○附属機関等への参加

区が設置する附属機関や懇談会などに、区民
の皆さんが参加し、より意見を反映できるよ
うにします。

区民とは…

区内に在住、在勤、在学
している方です。

事業者とは…

区内で事業活動を行って
いる方です。

参画とは…

区民・事業者が政策の立案か
ら決定・評価に至るまでの過
程に主体的に参加し、意思決
定に関わることです。

協働とは…

地域社会の課題の解決を図るため、区
民・事業者・区がそれぞれの自覚と責
任の下に、その立場や特性を尊重し、
協力して取り組むことをいいます。

住民自治とは…

区民・事業者が自らの責任の下に決定し、
実行していくこと。そのためには、区政の
情報がわかりやすく提供され、区政への参
画と協働が保障されることが必要です。



杉並区自治基本条例

平成十四年杉並区条例第四十七号
平成十四年十二月三日公布
改正平成二十一年十二月八日杉並区条例四十号

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創つくっていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総 則

（目的）

第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び義務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 区民　区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- 事業者　区内において、事業活動を行うものをいう。
- 参画　政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
- 協働　地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第二章 基本理念

第三条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創つくっていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第三章 区民の権利及び義務

（区民の権利）

第四条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第２７条で定める住民投票を請求する権利を有する。

（区民の義務）

第五条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与する

よう努めるものとする。

第四章 事業者の権利及び義務

第六条 事業者は、第４条第１項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第五章 区の責務

第七条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

- 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。
- 区は、様々な災害等から区民の生命、身体及び財産を保護するため、危機管理の体制の強化に努めなければならない。

第六章 区議会

（区議会の役割及び権限）

第八条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する役割を果たすものとする。

- 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

（区議会の責務）

第九条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

- 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。

（区議会議員及び区議会議長の責務）

第十条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する責務等を果たすため、積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

- 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

- 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。

第七章 執行機関

（執行機関に関する基本的事項）

第十一条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

（区長の責務等）

第十二条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

- 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。
- 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

（執行機関の組織及び職員）

第十三条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

- 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

第八章 区政運営

（基本構想等）

第十四条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

- 区は、前項に規定する基本計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行うとともに、毎年度一回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

（総合的な行政サービスの提供）

第十五条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

（行政手続）

第十六条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

（情報の公開及び提供）

第十七条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第十八条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

（説明責任）

第十九条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

（区民等の要望の取扱い）

第二十条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区民等の権利利益の保護に努めなければならない。

（行政評価）

第二十一条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

（財政運営の原則）

第二十二条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

（財政状況の公表）

第二十三条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）並びに別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

（区税等の賦課徴収）

第二十四条 区は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び杉並区特別区税条例（昭和三十九年杉並区条例第四十一号）で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、

法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第九章 参画及び協働

（参画及び協働の原則）

第二十五条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

- 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

（住民投票）

第二十六条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（住民投票の請求及び発議）

第二十七条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

- 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。

- 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

- 第１項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によるものとする。

（政策等に係る区民等の意見提出手続）

第二十八条 区は、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。

（附属機関等への参加）

第二十九条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第十章 国及び他の地方公共団体との協力

第三十条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第十一章 条例の位置付け

第三十一条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

- 区は、この条例の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、一定期間ごとに、この条例の内容について検討を加え、必要な見直しを行うものとする。

第十二章 委任

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則
この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則
この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

杉並区区民等の意見提出手続に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号。以下「自治基本条例」という。）第二十八条の規定による区民等の意見提出手続（以下「意見提出手続」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）において使用する用語の例による。
2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 区民等 自治基本条例第一条に規定する区民等をいう。
二 区の機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。
三 策定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。
ア 基本構想 策定及び改定
イ 区の総合的な施策に関する計画、各行政分野の施策の基本事項を定める計画及び区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画（以下これを「計画」という。）策定及び重要な改定
ウ 条例、規則（処分の要件を定める告示を含む。以下同じ。）、審査基準、処分基準及び行政指導指針 制定、重要な改正及び廃止
四 政策等 区の機関が策定をする次に掲げるもの（議会の議決を要するものにあつては、その案）をいう。
ア 基本構想
イ 計画
ウ 区政の基本事項を定めることを内容とする条例及び区民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例
エ 区政の基本事項を定めることを内容とする規則
オ 区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針

(政策等の案の公表等の手続)

第三条 区の機関は、政策等の策定をしようとする場合には、当該政策等の案（政策等で策定をしようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及び次に掲げる資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて区民等の意見を求めなければならない。
一 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点を記載し、又は記録した資料
二 その他関連する資料で区の機関が必要と認めるもの
2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであつて、かつ、当該政策等の題名及び当該政策等の策定をする根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
3 第一項の規定による公表の方法及び意見の提出の方法は、区の機関が定める。
4 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の規定による公表の日から起算して三十日以上でなければならない。
5 区の機関は、第一項各号に規定する資料に対して、区民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。
6 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一 公益上、緊急に政策等の策定を必要とするため、第一項の規定による手続（以下「政策等の案の公表等の手続」という。）を実施することが困難であるとき。
二 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる政策等の策定をしようとするとき。
三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項又は自治基本条例第二十七条第一項の規定による請求に係る条例を議会に付議しようとするとき。
四 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は区の機関の判断により公にされるもの以外のもの策定をしようとするとき。

(政策等の案の公表等の手続の特例)

第四条 区の機関は、政策等の策定をしようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第四項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。
2 区の機関は、地方自治法第百三十八条の四第三項に規定する附属機関その他これに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の報告、答申等を受けて政策等の策定をしようとする場合（当該報告、答申等の基本的内容と異なる内容の政策等の策定をしようとする場合を除く。）において、当該附属機関等が政策等の案の公表等の手続に準じた手続を実施したときは、前条第一項の規定にかかわらず、自ら政策等の案の公表等の手続を実施することを要しない。
(政策等の案の公表等の手続の周知等)
第五条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をするに当たっては、必要に応じ、当該政策等の案の公表等の手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該政策等の案の公表等の手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第六条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をする場合には、意見提出期間内に当該区の機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第七条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をした場合には、当該政策等の公布（公布をしないものにあつては公にする行為、議会の議決を要するものにあつては議案の提出。第五項において同じ。）と同時に、区の機関が定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。
一 政策等の題名
二 政策等の案の公表の日
三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
四 提出意見を考慮した結果（政策等の案の公表等の手続を実施した政策等の案と策定をした政策等との差異を含む。）及びその理由
2 区の機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該区の機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
3 区の機関は、前二項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
4 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施したにもかかわらず政策等の策定をしないこととした場合には、区の機関が定めるところにより、その旨（別の政策等の案について改めて政策等の案の公表等の手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
5 区の機関は、第三条第六項第一号又は第二号に該当することにより政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をした場合には、当該政策等の公布と同時に、区の機関が定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第一号に該当することにより政策等の案の公表等の手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。
一 政策等の題名及び趣旨
二 政策等の案の公表等の手続を実施しなかった旨及びその理由

(準用)

第八条 第六条の規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をする場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をした場合について、前条第四項の規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をしないこととした場合について準用する。この場合において、第六条中「当該区の機関」とあるのは「附属機関等」と、前条第一項第二号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「附属機関等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「政策等の案の公表等の手続を実施した」とあるのは「附属機関等が政策等の案の公表等の手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(意見提出手続の特例)

第九条 区の機関は、法令により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定をしようとする場合において、当該区の機関が第三条から第七までの規定による手続に準じた手続（以下「条例に準じた手続」という。）を実施したときは、第三条から第七までの規定による手続と同等の効果を有すると認める範囲内において、当該手続を実施することを要しない。

(検討の段階の意見提出手続)

第十条 区の機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く区民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、検討の段階における素案を対象として条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(一覧の作成等)

第十一条 区長は、第三条第一項の規定により公表する政策等の案及び第七條第一項の規定により公表する政策等の一覧を作成し、区長が定めるところにより、公表するものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、区の機関が定める。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
2 区の機関は、政策等の策定をしようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該区の機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
3 前項の規定の適用がある場合を除き、区の機関がこの条例の施行の日から六十日以内に策定をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。
4 杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「区民や」を「区民及び」に改め、同条第三項を削る。

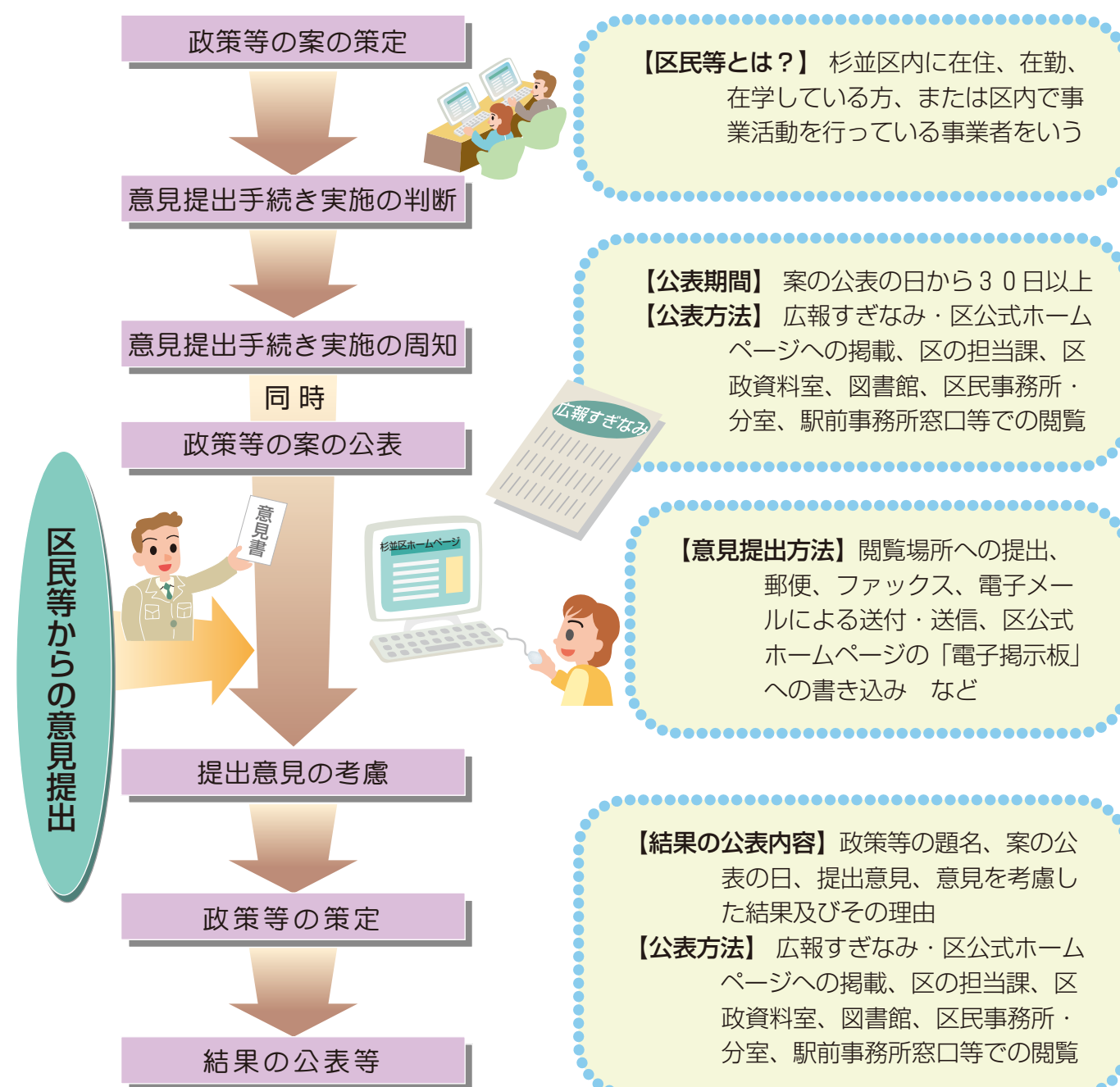
区民等の意見提出手続(パブリックコメント)のポイント



区民等の意見提出手続(パブリックコメント)の対象となる政策等

- 基本構想：策定及び改定
- 区の総合的な施策に関する計画、各行政分野の施策の基本事項を定める計画及び区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画：策定及び重要な改定
- 区政の基本事項を定めることを内容とする条例及び区民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例：制定、重要な改正及び廃止
- 区政の基本事項を定めることを内容とする規則：制定、重要な改正及び廃止
- 区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針：制定、重要な改正及び廃止

区民等の意見提出手続(パブリックコメント)の流れ





座・高円寺（高円寺北2-1-2）と高円寺阿波踊り



大田黒公園（萩窪3-33-12）



阿佐谷七夕まつり



神国川

杉並区自治基本条例のあらまし

登録印刷物番号

22-0060



杉並区

平成22年11月発行

杉並区政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

FAX 03-3312-9912

E-mail KIKAKU-K@city.suginami.lg.jp

歩きながら、元気と文化が
生まれる街。